



トラブルを未然に防ぐために——

にしわき消費生活通信

身に覚えのない荷物が突然届いたという相談が全国の消費生活センターなどに寄せられています。

◆事例とアドバイス

▶事例1

宛先に私の名前と住所が記載された、身に覚えのない荷物が届いた。

▷アドバイス

- ①本当に心当たりがないか
- ②同居・別居の家族の注文、友人からのプレゼントなどではないか
- ③インターネット通販で届いていない商品はないか

確認後、誰も注文しておらず、未開封であれば受け取り拒否が可能かもしれません。配送業者に相談してみましょう。

▶事例2

身に覚えのない荷物が代引きで届いた。

No.221

突然、身に覚えのない荷物が届いたら

▷アドバイス

安易にお金を支払ってはいけません。身に覚えがなければ、まず配送業者に事情を説明していったん受け取り保留に。その間に誰の注文か確認し、受け取るか受け取らないかを判断しましょう。送り状の写真を撮っておくこと。

▶海外からの荷物の場合

海外の発送元へ返送する行為は、商品が模倣品などであった場合、関税法上の問題となる可能性もあります。安易な返送は避け、配送業者に事情を説明、相談しましょう。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX 22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時
(祝日・年末年始除く)